

令和5年9月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度9月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第34号 農地法第3条許可申請書審議について	(10件)
議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について	(16件)
議案第36号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第37号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(9件)
議案第38号 農用地利用集積計画審議について	(38件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度9月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
なお、佐藤委員及び下池委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「銚之原 正美」委員と9番「黒葛 クルミ」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第34号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁から3頁の10件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,032㎡、作物は水稲です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,078㎡、作物は緑竹及び菜種・ゴマ等です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,094㎡、作物は水稲です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,618㎡、作物は水稲です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,857㎡、作物は水稲です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は737㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,085㎡、作物は水稲です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は25,180㎡、作物は水稲です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は524㎡、作物は果樹、野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,714㎡、作物は水稲です。
以上、計10件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願います。

4番 議案第34号の番号1について報告いたします。

令和5年9月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
なお、この案件は叔母からの贈与で、申請地は基盤整備区域となっております。

10番 議案第34号の番号2について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第34号の番号3について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第34号の番号4について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第34号の番号5について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第34号の番号6について報告いたします。

令和5年9月23日、私と副の久保委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第34号の番号7について報告いたします。

令和5年9月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第34号の番号8について報告いたします。

令和5年9月20日、私と副の田中宏和委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第34号の番号9について報告いたします。

令和5年9月21日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第34号の番号10について報告いたします。

令和5年9月23日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第34号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第34号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第35号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の13頁をご覧ください。16件です。

番号1の転用目的は、店舗、権利種別は所有権移転です。

既に転用済みのため、譲渡人から始末書が添付されています。また、申請地は東市来町の湯之元第一地区土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積151㎡です。

番号2の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

申請地と隣接する宅地1199番2(550.07㎡)と雑種地1200番2(66㎡)も一体的に利用し、合計面積は626.07㎡です。

番号4の転用目的は、住宅分譲、権利種別は所有権移転です。

隣接する宅地1475番1(104.36㎡)、同じく宅地1481番2の一部(51.69㎡)、また同じく宅地1481番8の一部(102.31㎡)も一体利用し、合計面積は1460.23㎡です。

区画については、6区画の予定です。なお、平成28年頃、県道の拡幅工事の際、工事車両を止める際に、アスファルト舗装しており、始末書が添付されています。

番号5の転用目的は、住宅分譲、権利種別は所有権移転です。

4区画の分譲で、また、令和2年9月頃、建設業者が仮置場として使用するにあたり砂利が敷いてしまったとのことで、始末書が添付されています。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、土捨場、権利種別は使用貸借権設定です。

隣接する山林3246番2(254㎡)、同じく山林3282番の一部(410㎡)、宅地3248番(449㎡)、宅地3262番(750㎡)、雑種地3264番の一部(1,067㎡)も一体利用し、合計面積は9,426㎡となります。なお、一部、資材置場となっているため、始末書が添付されています。

また、農用地区域内農地からの除外決定日は、令和5年8月16日付けでありました。

番号8の転用目的は、倉庫、権利種別は所有権移転です。

譲渡人が、以前畜産業を営んでおり、牛舎として使用していましたが、転用許可を取ったかどうか不明で、始末書を添付しての申請です。

なお申請地は、以前は農用地区域内農地でありましたが、除外の申請を行い、除外決定日は、令和5年8月16日付けでありました。

番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、工事用道路、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

西回り自動車道の4車線化に伴う一時転用で、工事用の道路及び資材置場です。

転用期間は、許可日から令和9年3月末までです。

番号11の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

申請地は、以前は農用地区域内農地でありましたが、除外の申請を行い、農用地区域内農地からの除外決定日は、令和5年8月16日付けでありました。

番号12については、修正がございます。貸人の氏名で母と子の2名となっておりますが、先日、母が亡くなられたため、子お一人となりますので、修正をお願いします。

それでは説明いたします。

転用目的は工事用ヤード、権利種別は賃借権設定です。

市道の道路改良工事に伴う一時転用で、資材置場及びクレーン車の施工ヤードとするものです。

転用期間は、令和5年11月から令和6年4月末までです。

番号13の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、権利種別は使用貸借権設定です。

水路の改良工事に伴う一時転用で、転用期間は、許可日から令和6年2月7日までです。

番号14の転用目的は、車両置場、権利種別は所有権移転です。

番号15の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号16の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号15番号は平成20年頃から駐車場として、また番号16は平成10年頃から資材置場として使用していたため、それぞれ始末書を添付しての申請となります。

以上、16件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

23番 議案第35号の番号1について報告いたします。

令和5年9月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

23番 議案第35号の番号2について報告いたします。

令和5年9月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約30mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第35号の番号3について報告いたします。

令和5年9月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第35号の番号4について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第35号の番号5について報告いたします。

令和5年9月24日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第35号の番号6について報告いたします。

令和5年9月21日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第35号の番号7について報告いたします。

令和5年9月27日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第35号の番号8について報告いたします。

令和5年9月25日、私と副の久保委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第35号の番号9について報告いたします。

令和5年9月25日、私と副の鉾之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第35号の番号10について報告いたします。

令和5年9月25日、私と副の鉾之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第35号の番号11について報告いたします。

令和5年9月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約7.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第35号の番号12について報告いたします。

令和5年9月22日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第35号の番号13について報告いたします。

令和5年9月21日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第35号の番号14について報告いたします。

令和5年9月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第35号の番号15について報告いたします。

令和5年9月26日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第35号の番号16について報告いたします。

令和5年9月27日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域と隣接している農地であり、その規模が約0.2haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第35号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第35号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第35号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第36号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第36号の番号1について報告いたします。

令和5年9月25日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第36号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第36号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第36号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第37号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 38頁をご覧ください。議案第37号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 日吉町日置 登記地目は畑、登記面積は255㎡です。

番号2 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は313㎡です。

番号3 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は215㎡です。

番号4 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は181㎡です。

番号5 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は265㎡です。

番号6 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は81㎡です。

番号7 吹上町和田 登記地目は畑、登記面積は74㎡です。

番号8 吹上町和田 登記地目は畑、登記面積は1,331㎡です。

番号9 吹上町和田 登記地目は畑、登記面積は864㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は番号1から番号6は「原野」と判断し、番号7から番号9は「山林」と判断しました。

以上、畑9筆、面積3,579㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

17番 番号1について、住宅街であるが、原野の判断でよろしいのか。

事務局 現地は木も生えて、草も2mほどあったので、原野と判断したところです。

会長 こちらは、地権者から申請があったのか。

事務局 そのとおりです。

17番 結局、原野か山林でしか落とせないのか。

事務局 そのとおりです。

13番 農地パトロールで、この農地を農地パトロールで見て回ったところですが、私は現場をA判定としたところでしたが、このような農地がたくさんありました。A判定とB判定の基準を説明できないか。

会長 農用地区域内農地とそうでない農地との違いも判断基準になると思います。

12番 私も今回、現地調査で田でなく、杉が生えている現場がありました。

会長 調査をする人にも責任があるともいます。よく見て農地パトロールをしていただきたいと思います。他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第37号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時15分(10分間)とします。

<休憩：10時05分～10時15分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第6、議案第38号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44項の番号5です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は200㎡、計200㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の山口委員が関係する利用権設定の番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の山口委員が関係する利用権設定の番号5の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の番号9です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は269㎡、計269㎡、うち再設定面積は269㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の西園委員が関係する利用権設定の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の西園委員が関係する利用権設定の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号15及び47頁の番号16です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は2,541㎡、計2,541㎡、うち再設定面積は2,541㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の永野委員が関係する利用権設定の番号15、16の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の永野委員が関係する利用権設定の番号15、16の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の農地中間管理事業分の番号3です。貸借です。

面積について、田は1, 117㎡、畑は無し、計1, 117㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

会長 次に、有馬孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 49頁の農地中間管理事業分の番号10及び50頁の番号11です。貸借です。

面積について、田は1, 156㎡、畑は無し、計1, 156㎡、利用権設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の有馬委員が関係する農地中間管理事業の番号10、11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の有馬委員が関係する農地中間管理事業の番号10、11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

有馬委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、議案第38号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。43頁になります。

所有権移転の種類につきましては、番号1から3まで売買です。

面積について、田は2, 142㎡、畑は3, 257㎡、計5, 399㎡、作物は番号1がお茶、番号2が大豆、番号3が野菜です。

次に利用権設定分です。資料の44から47頁です。貸借です。

面積について、田は8, 670㎡、畑は5, 581㎡、計14, 251㎡、うち再設定面積は9, 004㎡、利用権設定件数は14件、うち再設定件数は10件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の48頁から51項です。貸借です。
面積について、田は483㎡、畑は6,849㎡、計7,332㎡、利用権設定件数は14件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第38号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和5年度9月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

8 番

9 番